

【 禁止行為、及び注意事項 】

- 禁止行為、及び注意事項は、すべての利用者へ必ずご周知ください。
※禁止行為、及び注意事項は、「本紙」、「別紙・ご利用上の注意事項」、「利用のご案内」にそれぞれ記載されています。
- 禁止行為、及び注意事項をお守りいただけない場合には、利用を中止することがあります。
- 次の事由に該当した場合には、文化センターの利用を承認しないことがあります。
 1. 公益を害するおそれがあると認めるとき。
 2. 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
 3. 申請書の虚偽記載があったとき、江戸川区暴力団排除条例(平成24年7月江戸川区条例第37号)第9条の規定に基づき、本施設の使用が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき、その他これに準ずる者等反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資することとなると認められるとき、指定管理者が不適当と認めるときなど、その他管理上支障があると認めるとき。
- また、利用承認後であっても、次の事由に該当した場合には、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することがあります。
 1. 江戸川区総合文化センター条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。
 2. 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。
 3. 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
 4. その他、申請書の虚偽記載が判明したとき、江戸川区暴力団排除条例(平成24年7月江戸川区条例第37号)第9条の規定に基づき、本施設の使用が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき、その他これに準ずる者等反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資することとなると認められるときなど、指定管理者が必要と認めるとき。
- 申請者・使用者等が暴力団・暴力団関係者でないことを確認するため、必要に応じて申請書等を関係機関に提供することがあります。
- 上記に基づき、利用を許可されず、利用の許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

◎ 上記の禁止行為、及び注意事項について、了承いただけましたら、サイン欄に署名捺印をお願い致します。

江戸川区総合文化センター指定管理者サントリーパブリシティサービスグループ 御中

上記、及び別紙の注意事項を確認のうえ、江戸川区総合文化センターの利用承認を受けたく、利用を申請します。

年 月 日

申請者(来館者)名:

